

尾張旭市監査公表第19号

令和8年2月3日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年3月5日付け7下経第67号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

尾張旭市公共下水道事業（上下水道部経営政策課、下水道課及び浄化センター）

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。</p> <p>しかしながら、下水道課の大規模下水道管路特別重点調査委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>当該業務に関して、関係課で業務手順を再確認した。</p> <p>今後同様の事務処理誤りを防止し、適正な契約事務を徹底するため、契約保証金の免除規定の記載及び適用有無を複数人で確認し、再発防止に努める。</p>
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>しかしながら、下水道課は、指定工事店指定手数料を徴収する際、これまで、納入の通知をし、同手数料の収納があった後に調定をしていた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>当該業務について、納入の通知をする際に調定手続を行うよう事務を改めた。</p> <p>今後は、尾張旭市公共下水道事業会計規則等を正確に理解し、適切な収入の事務手続に努める。</p>
<p>尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等。以下「要領」という。）によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するもの</p>	<p>対象工事の整理簿に引渡日を追記し是正した。</p> <p>今後は、尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領及び契約保証事務の手引に基づき、適切に事務を実施するよう職員に</p>

<p>とされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載するものとされている。</p> <p>しかしながら、舗装復旧工事に関して、令和7年10月1日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。</p>	<p>周知した。</p>
<p>要領によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、請負者が公共工事履行保証証券による保証を付した場合で、工期の延長により保証期間の延長変更が必要な場合は、契約担当者は、請負者に工事請負変更契約書案を交付し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとされている。</p> <p>しかしながら、下水道課の汚水管渠布設工事に関して、令和7年11月6日付けで、当初の工期（同年7月11日から同年11月25日まで）から変更（同年7月11日から令和8年1月19日まで）しているにもかかわらず、保険会社が交付する異動承認書の提出を求めていなかった。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。</p>	<p>当該業務に関して、関係課で業務手順を再確認した。</p> <p>今後同様の事務処理誤りを防止し、適正な契約保証事務を徹底するため、工事台帳に手続の必要性の有無が確認できるよう項目を追加し、再発防止に努める。</p>
<p>要領によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するものとされている。しかしながら、浄化センターは、東部浄化センター送風機整備修繕及び西部浄化センター監視制御設備整備修繕の契約時に、契約保証金等整理簿を作成していなかった。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。</p>	<p>当該業務について、契約保証金等整理簿を作成した。</p> <p>今後は、尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領及び契約保証事務の手引に基づき、適切に事務を実施するよう職員に周知した。</p>
<p>尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（平成10年尾張旭市規則第28号）第4条によれば、指定工事店としての指定を受けようとする者は、登記事項証明書など</p>	<p>当該業務について、A社に登記事項証明書を提出させ、是正した。</p> <p>また、ホームページに掲載している「指定工事店指定申請書」の記載例に登記事</p>

<p>同条第2項各号に掲げる書類を添付して指定工事店指定申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>下水道課は、A社が同申請書に登記事項証明書であるとして、その写しを添付しているにもかかわらず、同申請書を受理の上、同社を指定工事店に指定していた。</p> <p>規則に沿った事務処理を実施されたい。</p>	<p>項証明書の原本を提出と記載することで、再発防止に努める。</p>
--	-------------------------------------